

石川県安全運転研修所指定管理者募集要項

石川県安全運転研修所の指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

石川県安全運転研修所

(2) 所在地

石川県金沢市東蚊爪町2丁目1番地

(3) 施設の沿革

平成 2年 4月 自動車等の運転者の安全教育を行うため設置

平成10年 3月 スキッドコース増設

(4) 施設の概要

敷地面積 24, 116. 58㎡

(コース面積 19, 610㎡ うちスキッドコース 4, 313㎡)

建物面積 512. 77㎡

(5) 施設の利用状況

令和 3年度 利用者 4, 345人

令和 2年度 利用者 3, 722人

令和 元年度 利用者 4, 330人

平成30年度 利用者 4, 702人

(6) 料金設定

石川県安全運転研修所条例第9条に規定

2 施設管理の基本的な考え方

- (1) 石川県安全運転研修所の施設を効果的に活用し、安全意識の高揚と交通環境に適応できる運転者の育成のための管理運営に努めるものとします。
- (2) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めるものとします。
- (3) 利用者の意見・要望を適切に管理運営に反映させ、多様なニーズに応えた公平なサービスの提供と利用促進に努めるものとします。

3 指定管理者の業務

- (1) 石川県安全運転研修所における安全運転の技術の指導に関する業務
- (2) 石川県安全運転研修所の利用の促進に関する業務
- (3) 石川県安全運転研修所の使用の承認に関する業務
- (4) 石川県安全運転研修所の使用料の徴収に関する業務
- (5) 石川県安全運転研修所の施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、石川県安全運転研修所の管理に関し、知事が必要と認める業務

※ なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、清掃、設備保守等一部の業務については、県の承認を得て、専門の事業者へ委託することができます。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うに当たり、次の事項を遵守すること。

- (1) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

ア 地方自治法（第244条、第244条の2）

イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

ウ 石川県安全運転研修所条例及び同研修所管理規則

エ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。

オ 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。

カ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）

指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決の後、協議のうえ協定で定めます。

- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。

5 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※ 指定の期間は県議会の議決事項となります。

※ 指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

次の資格及び条件を全て満たす法人その他の団体であること。

- (1) 石川県内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

イ 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団

員（以下「暴力団員」という。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの

- ① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
- ③ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者

(7) 石川県安全運転研修所で使用する車両は、指定管理者において準備すること。

7 応募の方法

(1) 募集要項の配付

① 配付期間

令和4年8月10日（水）から10月7日（金）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時まで

② 配付場所

石川県警察本部交通部運転免許課（運転免許センター3階 安全運転学校）

〒920-0209 金沢市東蚊爪町2丁目1番地

電話 076-238-5901（内線371）

③ インターネット参照

<https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/application/application05/application004.html>

(2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類（持参又は郵送の場合、正本1部、副本7部（④⑤⑩は正本1部のみ提出）。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部）を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑩は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

- ① 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- ② 石川県安全運転研修所指定管理者事業計画書（別紙様式2）
（複数の事業計画書を提出することはできません。）
- ③ 石川県安全運転研修所業務の収支予算書（別紙様式3）
- ④ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）
- ⑦ 役員等名簿（別紙様式4）
- ⑧ 役員の略歴を記載した書類
- ⑨ 組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類（別紙様式5）
- ⑩ 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- ⑪ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑫ グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類

(3) 申請書類の提出

① 提出期間

令和4年8月31日(水)から10月7日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで

② 提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

電子メール、FAXによる提出はできません。

石川県警察本部交通部運転免許課(運転免許センター3階 安全運転学校)

〒920-0209 金沢市東蚊爪町2丁目1番地

電話 076-238-5901(内線371)

※ 郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県警察本部交通部運転免許課

E-mail : e740700@pref.ishikawa.lg.jp

③ 提出部数(持参又は郵送の場合)

正本1部、副本7部(副本は正本の複写可)

④ 留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

8 提案を求める事項

以下について提案を求めます。提案は、指定管理者事業計画書(別紙様式2)に記載してください。

(1) 管理運営の基本的な考え方

申請理由、管理運営方針等

(2) 維持管理に関する業務

施設、設備の維持管理の考え方、コスト削減の考え方等

(3) 事故・事件の防止措置及び緊急時の対応等

緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法等

(4) 賑わい創出の取組

賑わい創出の取組等

(5) 利用料金の提案

提案に当たっては、条例で定めた金額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。条例で定めた料金は次のとおりです。

A リフレッシュコース

① 個人

| 区分 | 単位 | 金額 |
|---------------|------|-----------------------|
| 大型自動車(バス)、中型自 | 1時限に | 3,030円(研修を行う者が提供する車両) |

| | | |
|------------------------|--------|--|
| 動車（バス）、大型特殊自動車及びけん引自動車 | つき | を使用する場合にあつては、4, 490円) |
| 大型自動車（貨物）及び中型自動車（貨物） | 1時限につき | 3, 030円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、4, 390円) |
| 普通自動車 | 1時限につき | 2, 610円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、3, 550円) |
| 大型自動二輪車及び普通自動二輪車 | 1時限につき | 2, 090円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、3, 030円) |
| 原動機付自転車 | 1時限につき | 1, 990円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、2, 610円) |

② 団体（5人以上）

| 区分 | 単位 | 金額 |
|-------------------------------------|----------|--|
| 大型自動車（バス）、中型自動車（バス）、大型特殊自動車及びけん引自動車 | 1時限1人につき | 2, 820円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、4, 180円) |
| 大型自動車（貨物）及び中型自動車（貨物） | 1時限1人につき | 2, 820円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、4, 070円) |
| 普通自動車 | 1時限1人につき | 2, 510円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、3, 340円) |
| 大型自動二輪車及び普通自動二輪車 | 1時限1人につき | 1, 880円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、2, 710円) |
| 原動機付自転車 | 1時限1人につき | 1, 880円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、2, 400円) |

B チャレンジコース

| 区分 | 単位 | 金額 |
|-------------------------------------|--------|--|
| 大型自動車（バス）、中型自動車（バス）、大型特殊自動車及びけん引自動車 | 1時限につき | 3, 870円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、6, 070円) |
| 大型自動車（貨物）及び中型自動車（貨物） | 1時限につき | 3, 870円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、5, 860円) |
| 普通自動車 | 1時限につき | 3, 560円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、4, 810円) |
| 大型自動二輪車及び普通自動二輪車 | 1時限につき | 2, 300円（研修を行う者が提供する車両を使用する場合にあつては、3, 660円) |

C 貸コース

| 区分 | 単位 | 金額 |
|------------------|--------|---------|
| 中型自動車 | 1時限につき | 2, 200円 |
| 普通自動車 | 1時限につき | 1, 670円 |
| 大型自動二輪車及び普通自動二輪車 | 1時限につき | 1, 150円 |
| 原動機付自転車 | 1時限に | 620円 |

| | | |
|--|----|--|
| | つき | |
|--|----|--|

- 備考 1 「リフレッシュコース」とは、使用者が現に保有する運転免許による研修をいい、「チャレンジコース」とは、その他使用者の技能に応じた研修をいう。
- 2 「貸コース」とは、使用者の自己の車両による研修をいう。
- 3 「1時限」とは、50分間の研修をいう。

なお、使用料の収入実績が見込みを下回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

(6) 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度、申し込みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることができるものとしてください。

(予め指標を定めておき、目標値のみ提案を求める場合は、その指標について説明)

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

なお、過去の実績は次のとおり（消費税及び地方消費税を含んだ額）となっておりますので参考としてください。

(参考) 令和3年度及び過去3年度の利用者数と使用料収入の実績

| | | |
|----------|--------|-------------|
| 令和3年度実績 | 4,345人 | 16,373,360円 |
| 令和2年度実績 | 3,722人 | 14,377,880円 |
| 令和元年度実績 | 4,330人 | 15,710,300円 |
| 平成30年度実績 | 4,702人 | 15,950,420円 |

9 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和4年10月(予定)に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が(3)の選定の基準に沿って事業計画書等を評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定に当たっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

なお、申請者の中に適切に管理できると認める団体がいなかった場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である県警察本部の交通部長を委員長とし、警務部首席参事官、交通部運転免許課長、中小企業診断士、利用者代表で構成することとしています。

(3) 選定の基準

選定の基準及び配点は次のとおりとします。

- ① 県民の平等な利用が確保されること(10点)
 - ・ 県民の平等な利用が確保されること
- ② 最少の経費で施設等の適切な維持管理を図ることができること(25点)
 - ・ 維持管理の取り組み内容が適切であること

- ・ 再委託する場合の内容が適切であること
 - ・ 安全対策の取り組み内容が適切であること
 - ③ 最少の経費で施設の効用を最大限に発揮できること（35点）
 - ・ 管理運営の基本的考え方が適切であること
 - ・ 安全運転教育を図るための取り組み内容が適切であること
 - ・ 利用促進及びサービス向上を図るための取り組み内容が適切であること
 - ・ 経費削減を図るための取り組み内容が適切であること
 - ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること（30点）
 - ・ 安定的な管理を行うために必要な人員及び組織体制が確保されていること
 - ・ 安定的な運営が可能となる経理的基盤を有していること
- (4) 選定結果の通知等
- 選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

10 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

| 内 容 | | 指定管理者 | 石川県 |
|-------------------------------------|-------------------|-------|-----|
| ①施設・備品の保守点検 | | ○ | |
| ②施設・備品の維持管理 | | ○ | |
| ③安全衛生管理 | | ○ | |
| ④使用料の収納 | | ○ | |
| ⑤施設・備品の損傷 | 管理上の瑕疵に係るもの | ○ | |
| | 上記以外 | 協議事項 | |
| ⑥利用者の損害 | 管理上の瑕疵に係るもの | ○ | |
| | 上記以外 | 協議事項 | |
| ⑦施設・備品の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの） | | ○ | |
| ⑧施設・備品の大規模修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの） | | | ○ |
| ⑨個々の業務の委託 | | ○ | |
| ⑩施設の法的管理 | 施設の使用許可、取消し | ○ | |
| | 施設の目的外使用許可、取消し | | ○ |
| ⑪法令等の変更 | 施設の設定基準、管理基準に係るもの | | ○ |
| | 上記以外 | ○ | |
| ⑫需要の変動 | 利用者数、利用料金収入の減少 | ○ | |
| ⑬物価の変動 | 物価上昇によるもの | ○ | |
| | 運営に重大な影響を及ぼすもの | 協議事項 | |
| ⑭税制度の変更 | 一般的な税制変更（消費税除く） | ○ | |
| | 消費税の変更 | | ○ |
| ⑮保険への加入 | 火災保険 | | ○ |

| | | | |
|-----------|-------------------------------|---|---|
| | その他各種保険 | ○ | |
| ⑯災害時の対応 | 連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等 | ○ | |
| | 指揮・指示、復旧措置 | | ○ |
| ⑰包括的な管理責任 | | | ○ |

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和4年8月10日（水）午前9時から8月24日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（別紙様式6）に記入のうえ、FAXで提出してください。

回答は、後日行います。

FAX 076-237-2793

※ 電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を事前に連絡してください。事前に連絡がない場合は、参加できません。

(1) 開催日時

令和4年8月31日（水）午前10時から1時間程度

(2) 集合場所・時間

石川県安全運転研修所

午後9時50分までに集合してください。

(3) 参加人数

1団体につき3名までとします。（グループで申請する場合も同様とします。）

(4) 申込方法

令和4年8月24日（水）までに以下に連絡してください。

石川県警察本部交通部運転免許課講習適性検査係 担当 宮本

電話 076-238-5901（内線371）

13 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

(1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 選定に関する不当な要求をした場合

(6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

(7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

(8) その他不正な行為があった場合

14 協定の締結

- (1) 指定の議決後、石川県安全運転研修所の管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消します。

15 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しています。

| | | |
|------|-------------|---------------|
| 令和4年 | 8月10日～10月7日 | 募集要項の配付 |
| | 8月10日～8月24日 | 質問事項の受付 |
| | 8月24日 | 現地説明会参加申込締切 |
| | 8月31日 | 現地説明会 |
| | 8月31日まで | 質問事項の回答 |
| | 8月31日～10月7日 | 申請の受付 |
| | 10月下旬 | 選定委員会の開催 |
| | 11月 | 指定管理者の候補団体の決定 |
| | (12月議会) | 指定管理者の指定の議決 |
| 令和5年 | 3月まで | 協定の締結 |
| | | 事務の引継 |
| | | 中間経営目標の策定、公表 |
| | 4月1日 | 指定管理者による管理の開始 |

16 様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 収支予算書（別紙様式3）
- (4) 役員等名簿（別紙様式4）
- (5) 組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類（別紙様式5）
- (6) 質問書（別紙様式6）

お問い合わせ先

石川県警察本部交通部運転免許課講習適性検査係
担当 宮本

電話 076-238-5901（内線371）

FAX 076-237-2793